

## 研究課題名： アメリカ合衆国の憲法・行政法の比較法研究

### 概要

2025年4月よりカリフォルニア大学バークレーにて「アメリカ合衆国の憲法・行政法の比較法研究」を開始した。同ロビンズコレクションセンターの客員研究員として滞在を開始した。滞在期間中にニューヨークのNYU、ワシントンDCの議会図書館やボストンのハーバード大学で研究を進めた。

2025年1月にトランプ政権発足して以来、大統領命令が乱発され、それに関する下級裁判所の判断に、合衆国最高裁がたびたび介入することになった。これらは「憲法の危機」と研究者によって表現された。我が国の憲法学に対する影響と、米国の経験が日本の憲法学に参考になるかを研究するために、随時、変化する政治情勢にあわせて研究計画と訪問機関を修正し、追加することになった。当初の研究目的は以下の2つであり、研究活動、報告と業績を報告する。

### 研究計画・目的

1) 日本国憲法の海外発信：日本の憲法学や行政法学は、日本語で研究され、フランス、ドイツ、アメリカの法学研究の影響を受けてきた。戦後、その研究が蓄積されてきたにもかかわらず、それらの研究は日本語で記述されてきたため、それらの高い見識は海外で十分に知られてこなかった。このような問題意識から、日本国憲法の高い研究が蓄積されてきたことを世界に発信することを目標とする。

2) 司法審査と国民の信頼について：本研究の対象国をアメリカとする。最近の合衆国最高裁判所は、保守化し、人民(we the people)からの信頼を失っていると批判されることがある。憲法学では、裁判官は政治的信条を離れて、純粹に法的判断を行っていると言われる。人民が裁判所を信頼する要は、その判断の合理性である。裁判所の法的判断が判決に示され、人民が納得することである。本研究は、合衆国最高裁の憲法や法の解釈が政治的信条に流されず、法的判断を披露し、人民が納得しているかどうかを検討する。合衆国最高裁の憲法や法解釈が、日本の最高裁にどれだけ参考となるかを検討する。

### 研究活動

研究拠点としてカリフォルニア大学バークレー校の Daniel Farber 教授とハーバード大学環境エネルギーロープログラムの Ari Peskoe からアメリカ法についての助言・指導を受けた。

NYU では、ニューヨーク大学ロー・スクール US-アジア法研究所の Bruce Aronson を訪問し、弁護士事務所に対するトランプ政権についての研究成果を拝聴し、滞在中の青山学院大学の浜辺陽一郎教授や土岐 将仁准教授と日本の法制度をめぐりブリーフィングを行った。ワシントンDC では、合衆国最高裁、スミソニアン博物館（トランプ大統領が同博物館の長を解任すると述べたという報道があった。その解任権の法的根拠が問題になる。同博物館は気候変動に対する政府の対策についての展示しているが、トランプ政権の気候変動政策と必ずしも整合していない。国立肖像画美術館 (National Portrait Gallery, トランプ大統領が自分の肖像画に不満を示した) を訪問した。また、国立アメリカ・インディアン博物館 (National Museum of the American Indian: NMAI) での展示は論文を促した。また、以上の場所で定期的に開催されるワークショップや国際会議に出席した。

#### 1) 研究報告 2025年4月8日

「What is a Great Judge? Independence of Judiciary and Judges in Japan」を Workshop on Asian Legal Systems by Prof. Mayali, UC Berkeley Law School にて報告した。(単独、招聘)

日本での児島惟謙の天津事件についての介入、長沼事件の福島裁判官に対する裁判官の介入、浦和事件、寺西判事補事件、そして岡口裁判官の弾劾裁判を素材にして、合衆国最高裁の事実と比較した。トランプ大統領の裁判官批判に対して、ロバーツ最高裁首席裁判官は the judiciary is politically neutral, is independent of political pressure, and discharges a constitutional responsibility to interpret the law and announce what it is と述べて抵抗した。日米に共通する司法府の独立と裁判官個人の独立の問題を扱った。

#### 2) 研究報告 2025年8月5日

「The Practices of Market Mechanism in European and Asian Climate Actions」を Japan's Legal and Institutional Approach to Carbon Markets under Article 6 of the Paris Agreement にて報告した。(単独、招聘、オンライン) こちらは明治大学文学部山田亨准教授の主催による日本の気候変動対策のうち、カーボンマーケットを検討した。台湾から見れば、日本のカーボン取引は、非常に革新的だという評価があったが、その細目を見ると、行政主導で、

法律上の根拠が弱く、経済活動を優先するということが明らかになった。

### 3) 研究報告 2025 年 8 月 23 日

「アメリカ最高裁の憲法と法解釈」を JSPS 日本人研究者交流会 で報告した。(単独、オンライン)。

近年、裁判所が保守化し、裁判官の主観や政策的判断が司法に影響を及ぼしているという批判に対し、その役割や信頼性を多角的に検証した。具体的には、大統領命令の法的性質や、強制送還を巡る最新の判例、さらには行政機関の専門性と独立性の問題について考察した。また、トランプ政権下での人事介入や人員削減を事例に挙げ、司法が行政権力とどのように対峙しているかを詳述した。最終的に、テクスチャリズムやオリジナリズムといった解釈手法を整理し、客観的な法執行と科学的知見をいかに維持すべきという学術的課題を提示した。

### 4) 研究報告 2025 年 9 月 19 日

「The Crisis of the Constitution in the US Supreme Court in 2025」をカリフォルニア大学バークレーの Workshop on Governance and Policy in East Asia The Institute of East Asian Studies (IEAS) で実施した。(単独)

この報告の狙いは、合衆国最高裁の次々と示される判断のうち、話題になっている主要な事件をいくつか取り上げて解説した。とくに法学研究者「以外」を対象にした研究報告(素朴な質問)することで、1)問題意識の探り直し、自分に足りない視点を洗い出す。2)科研 A や B の申請で共同や連携研究者を探す。(分野横断、気候変動や法学以外の研究分野) 将来の科研での共同分担者や研究協力者を探す。学際的にみて自分の研究の視点を広げることを狙いとした。研究の科学的客観性を維持するには、政権の科学的客観性に対する攻撃、訴訟を勝ち負けで単純化する政権と法学共同体の使命、理論と実践の間に注目することを主張した。この報告の一部は以下の論文の一部として発表することになった。

### 5) 研究報告 2025 年 10 月 27 日

「Constitutional Issues and Challenges in Japan」を 2025 VSP Symposium で報告した。(単独、招聘)

本報告では、日本と米国の最高裁判所の判例法及び解釈手法を比較分析する。日本の最高裁が示す法的解釈へのアプローチは、憲法に基づく司法の根本的目的を体現しているという主張を展開する。司法の解釈的熟考は、特に日本の文脈において、単なる技術的作業ではなく、憲法民主主義における制度的使命を裁判所が確認する意図的な実践である。現代社会では、法律専門家は最高裁と広範な公衆との仲介役としてますます求められる。この仲介機能は、法曹界内で明示的に自己反省されることは稀だが、政治部門が複雑な司法判断を勝者と敗者の単純化された物語に還元する際に特に顕著となる。結果として、裁判所の判例法のニュアンスと本質は、政治的対立の二項対立を通して濾過され、弱められた形で公衆に届くことが多い。日本特有の政治的変遷を背景に、日本の司法は一連の注目すべき判決を下している。特に顕著なのは社会福祉給付と LGBTQ 権利の分野であり、司法が周縁化された利益を認識し保護しようとする意思を示唆している。これらの判決は、最高裁が自らの存在意義を主張しようとする努力の現れであり、洗練された法的理由付けを用いて、当面の政治的論争を啓発し、かつ超越する原則を明確にしている。

## 研究成果

1) 論文「インターネットのプラットフォーム規制と言論の自由」法律論叢 98 巻 1 号 47-100 頁 (2025 年) を発表した。

SNS や動画共有サイトといった現代のプラットフォームを、印刷・放送・通信といった従来のメディアモデルの複合体として捉え、一律の違憲審査基準を適用することの困難さを指摘した。具体的には、TikTok の利用禁止法、ソーシャルメディアにおけるコンテンツ・モデレーション(編集権)、さらにはテロ支援に関連するプラットフォームの法的責任など、近年の重要判決を多角的に分析した。また、公務員による SNS 利用における公私の境界線や、未成年者保護を目的としたポルノ規制が成人の知る権利に及ぼす影響についても検討を試みた。

総じて、テクノロジーの急速な進化に直面する司法が、過去の先例をいかに援用・修正しつつ、表現の自由と公的秩序の均衡を図ろうとしているのかを考察した。

2) 論文「憲法と法解釈の硬質性と柔軟性の動態 -ローパー・ブライト判決及び関連判例から得られる洞察-」法律論叢 98 巻 2・3 号 93-142 頁 (2025 年) を発表した。

近年、最高裁がテクスチャリズムやオリジナリズムといった硬質な解釈手法を重視し、行政機関の裁量を制限する Loper Bright 判決などを通じて大きな転換期にあることを詳述している。スカリアやブレイヤーら裁判官の理論を比較しつつ、現代のロバーツ・コートが個別事案の解

決を優先する中で、いかに法的―貫性と司法審査の正統性を維持し得るのかを分析している。具体的には、環境保護や行政手続を巡る最新判例を参照しながら、司法権の役割と法律家共同体が果たすべき責任について検討した。ひとつの理論に固執しない柔軟な視座こそが、国民の信頼と法の安定に寄与するとの見解を示すことを主張した。

3) 論文「大統領命令の乱発と憲法の危機 ――アンドリュー・ジャクソン、リンカーンと トランプ大統領、Trump v. J.G.G. と A.A.R.P v. Trump と関連する事件を中心に――」法律論叢 98 巻 6 号 59 頁(2026 年)を発表した。

第 2 次トランプ政権下における大統領令の乱発が引き起こす「憲法の危機」と、それに対して合衆国最高裁判所が果たすべき役割を憲法学の視点から考察した。ジャクソンやリンカーンといった歴代大統領の歴史的先例を参照しつつ、現代における強制移送や行政権の拡大(一元的行政権論)をめぐる司法判断の正当性を分析した。特に、正式な審理を経ずに判断が下される「シャドードケット(緊急請求)」の運用が、法の支配や国民の信頼に及ぼす影響が深刻に懸念される。法律家共同体が大統領の権限行使に対していかなる論理的説得力をもって対抗し得るかが、憲法の命運を左右する。

4) 論文「Craftmanship of Constitutional Interpretation in Japan under the authoritarian regime」Meiji Law Journal に掲載予定である。(単独、校了)。

日米の最高裁判所の解釈手法を比較し、司法が民主主義社会において果たすべき役割を考察する。日本の司法は、テクスチャリズムや法律の目的を重視する傾向を有するが、近年では性的マイノリティの権利や社会保障に関する判決を通じて、その存在意義をより明確に示し始めている。政治の二極化が進む中で、法律家共同体には、複雑な判決内容を一般市民に対して正確に伝達する媒介者としての責任が求められている。また、日本の学説が、ドイツ流の比例原則やアメリカの理論を取り入れつつ、独自の発展を遂げてきた過程も見逃せない。司法審査の正当性は判決の論理的説得力に依拠するものであり、専門家による厳格な検証こそが公衆の信頼を形成する鍵である。

#### 今後の展望、教育への効果等

以上の研究成果や研究活動を一般社会に発信するために、Research map のブログ機能を活用して、随時、研究報告や論文を分かりやすくしたものを「研究ブログ(アメリカ最高裁と憲法の備忘録)」として掲載した。<https://researchmap.jp/tsuji/SCtConLaw> また、AI 機能を活用して、これらを Podcast に「[アメリカ最高裁の基本的な考え方](#)」として実験的に発表した。これらは随時、担当する科目で学生に紹介できると考えている。

今後は、Ari Peskoe 先生を軸に、ハーバード大学との連携を模索する予定である。